

# TAINS

Tax Accountant Information Network System

## I はじめに

紛争が生じた際に、訴訟等の和解に基づき「解決金」の名目で金員を受領することがあります。我々税理士は、その受領した金員の性質により、所得税法9条の非課税所得に該当するか、該当しない場合は、10の所得区分のいずれに該当するか、判断しなければなりません。

今回は、最近TAINSに収録された判決・裁決の中で、「解決金」の名目で受領した金員の所得区分及び非課税所得該当性について争われた事案をご紹介します。

## II 相続に関する紛争解決金

平27.7.17非公開裁決  
(F0-1-575)  
(全部取消し・棄却)

### 1、事案の概要

本件は、審査請求人が、請求人の亡母の相続に関し請求人の実弟に対して提起した遺留分減殺請求訴訟及び果実返還請求訴訟において成立した訴訟上の和解に基づき、実弟から金員を受領したところ、原処分が、当該金員は相続財産である賃貸マンションの賃料収入の一部であるから不動産所得に該当するとして、所得税の決定処分等を行ったのに対し、請求人が、当該金員は不動産所得に該当せず、相続税の対象であるなどとして、原処分の全部の取消しを求めた事案です。

### 2、国税不服審判所の判断

本件訴訟は、相続財産の範囲、相続財産の評価額、ひいては、請求人の遺留分の価額、更に反対債権(実弟が請求人に対し支払を求めることができる貸金債権等)の存否など争点が多岐に

わたるとともに、当事者の主張が先鋭に対立しており、審理期間も、裁判所から本件和解案が提示された時点において既に1年半以上に及んでいた。

和解の成立に至るまでの経緯に照らすと、本件金員は、裁判所から提示され、当事者においても受諾した和解案の金額にできるだけ近い金額となるように、和解条項の調整を行う中で、名目的な積算の内訳を付して算出した金額であることがうかがわれる。

そうすると、本件金員は、請求人と実弟との間に存する相続に関する一切の紛争を解決するための、和解金ないし解決金の性質を有するものであると認めるのが相当である。

本件金員は、マンションの賃料収入に係る果実返還金ではなく、請求人と実弟との間に存する相続に関する一切の紛争を解決するための和解金ないし解決金の性質を有するものと認められ、請求人が民法第1036条(受贈者による果実の返還)所定の果実としてマンションの賃料債権を取得することはなかったことにも照らすと、本件金員を不動産等の貸付けによる所得と見ることはできない。

本件金員は、不動産所得ではなく、もとより利子所得、配当所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得及び譲渡所得に当たるものでもなく、臨時的・偶発的な所得で、労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないものであるから、これを一時所得と認めるのが相当である。

本件金員は、平成25年7月31日に支払われたものであることから、これを平成25年分の一時所得と認めるのが相当である。本件各更正処分等は、所得区分及び所属年分を誤っていることから、その全部を取り消すべきである。

## SERIES TAINS 解体新書

# 解決金をめぐる所得税の判決・裁決について



草間 典子〔足立〕

## III マンションの瑕疵問題に基づき一律に支払われた解決金

平27.2.6 東京地裁  
(Z888-1943)(棄却)(控訴)  
平28.1.21 東京高裁  
(Z888-2002)(棄却)(上告)

### 1、事案の概要

平成元年8月、控訴人は団地の一室を購入したが、平成12年、団地の建物のく体で大規模な瑕疵があることが発見された。その後、団地を分譲したA社より、1戸当たり300万円の解決金を支払う旨の和解を提案され、控訴人は、それを受け入れることとしました。控訴人は、A社から支払われた解決金300万円について、A社と団地の管理組合との間で団地の各建物の瑕疵問題の解決のために締結された和解契約及び確認書に基づく解決金であり非課税所得である損害賠償金に当たるとして所得税の確定申告をしたところ、所轄税務署長から、本件解決金に係る所得は一時所得に当たるとして更正処分等を受けたため、その取消しを求めた事案です。

### 2、東京高裁の判断

本件和解金は、A社が住宅の瑕疵について不法行為責任も瑕疵担保責任も負うものではなく、法的義務に基づく損害賠償としての慰謝料等のものではないことを明示して支払ったにとどまるものである。控訴人が受忍限度を超える精神的・肉体的苦痛を受けてA社が損害賠償責任を負うに至ったことを根拠付ける具体的事実を認めるに足りる確な証拠はないことに鑑みれば、「心身に加えられた損害につき支払を受ける慰謝料その他の損害賠償金」(所

令30①一)に該当するものでないことはもとより、「不法行為その他突発的な事故により資産に加えられた損害につき支払を受ける損害賠償金」(所令30①二)に該当するものではなく、また、A社と本件管理組合及び控訴人との関係、和解契約締結及び和解金支払に至る経緯、和解金の金額等に照らし「資産に加えられた損害につき支払を受ける相当の見舞金」(所令30①三)に該当するものともいえない。

本件解決金の所得の種類の区分について検討すると、「利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得及び譲渡所得以外の所得のうち、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得で労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないもの」(所法34①)に当たることは明らかであるから、同項所定の一時所得に該当するものというべきである。

## IV おわりに

TAINSで「解決金」又は「裁判上の和解」のキーワードで検索していただきますと、今回ご紹介した所得税の判決・裁決のほか、法人税・相続税の事案を読むことができます。

また、TAINSのトップページにある「収録情報」をご覧くださいと、最近収録された判決・裁決を探ることができます。「収録情報」は税目別に分かれており、日付の左横に☆がついているものは、納税者の主張が全部又は一部認められた判決・裁決となっております。

収録内容に関するお問い合わせは  
データベース編集室へ  
TEL 03(5496)1416

提案型会計事務所へ。  
MJS!  
ミロク情報サービスが  
バックアップ。

MJS



MJSイメージキャラクター  
菊川 伶

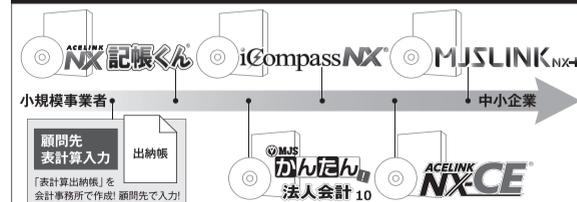
経営提案できる会計事務所へ。  
MJSは強カプロフェッショナルツール  
ACELINK NX-Proと  
顧問先業務システムとの連携で全面支援。

顧問先の自計化を効果的に推進するとともに、PDCAサイクルに沿った経営マネジメントが可能に。

顧問先視点からの、真に実効性ある経営戦略提案を実現します。

会計事務所向けERPシステム  
**ACELINK NX-Pro**

事業所・企業規模に合わせたラインアップ。MJSの顧問先向け業務パッケージ



(顧問先へ導入いただくことで、ACELINK NX-Proの実力を最大限に活かれます)

●ACELINK NX-Pro、ACELINK NX記帳くん、iCompass NX、MJS LINK NX-I、MJSかんたん! 法人会計、ACELINK NX-CEは株式会社ミロク情報サービスの商標又は登録商標です。

財務と経営システムのリーディング・カンパニー  
株式会社ミロク情報サービス (証券コード:9928) **MJS**